

各介護サービス等事業者 各位

旭川市長 西川 将人  
(福祉保険部介護高齢課担当)

生活相談員の資格要件について (通知)

日頃から本市の高齢者福祉行政について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、高齢者福祉の質の確保及びサービス従業者の確保の観点から、生活相談員の資格要件につきまして、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

1 生活相談員の資格要件

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は介護支援専門員若しくは介護福祉士の資格を有する者。なお、これらの資格がない者については、業務経験の有無を問わず認められない。

2 対象事業

通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)

3 この通知内容の適用時期

平成27年4月10日より適用する。

<この通知に対する問合せ先>

旭川市福祉保険部介護高齢課計画推進係

旭川市6条通9丁目 総合庁舎2階

電話 25-9797

FAX 29-6404

<各サービスの指導・監査>

旭川市福祉保険部指導監査課

旭川市7条通10丁目 第2庁舎5階

電話 25-9849

FAX 25-9090